

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）

新	<p>（銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合）</p> <p>第二百二十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等（当該金融機関が事業を行う個人又は法人若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）をいう。次条第四項、第二百二十二条の四第四項及び第二百二十二条の五第四項において同じ。）を保険契約者として第一項第四号又は第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、次の各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額（第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及び二に掲げるものを除く。）又は第二百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に該当する保険契約のうち、保険会社が一定の額の保険金その他の給付金の支払の保証をするものにあつては、当該保証をする額とし、当該支払の保証をしないものにあつては、当該保険契約に基づき払い込まれる保険料の</p>
旧	<p>（銀行等が生命保険募集人として保険募集を行うことのできる場合）</p> <p>第二百二十二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等（当該金融機関が事業を行う個人又は法人若しくはその代表者に対し当該事業に必要な資金の貸付けを行っている場合における当該個人若しくは法人が常時使用する従業員又は当該法人の役員（代表者を除く。）をいう。次条第四項、第二百二十二条の四第四項及び第二百二十二条の五第四項において同じ。）を保険契約者として第一項第四号又は第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の代理又は媒介を行う場合において、次に掲げる保険については、それぞれ当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額（第七十四条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約（第八十三条第一号ロ及び二に掲げるものを除く。）又は第二百五十三条第一号イ及び第三号に掲げる保険契約に該当する保険契約のうち、保険会社が一定の額の保険金その他の給付金の支払の保証をするものにあつては、当該保証をする額とし、当該支払の保証をしないものにあつては、当該保険契約に基づき払い込まれる保険料の総額とする。次項、次条第四項</p>

総額とする。次項、次条第四項及び第五項、第二百十二条の四第四項並びに第二百十二条の五第四項及び第五項において同じ。）の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

一 人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険（傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡のみに係るものを除く。）千万円

二 次に掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険のうち金融庁長官が定めるもの 金融庁長官が定める金額

イ 人が疾病にかかったこと。

ロ 疾病にかかったことを原因とする人の状態（重度の障害に該当する状態を除く。）

ハ 第四条各号に掲げる事由

ニ イから八までに掲げるものに関し、治療（治療に類する行為として第五条で定めるものを含む。）を受けたこと。

5 生命保険募集人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イから八までに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第四号又は第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、前項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第一号に規定する指針に記載しなければならぬ。

及び第五項、第二百十二条の四第四項並びに第二百十二条の五第四項及び第五項において同じ。）の合計が千万円までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

一 人の生存又は死亡に関し、一定額の保険金を支払うことを約し、保険料を収受する保険（傷害を受けたことを直接の原因とする人の死亡のみに係るものを除く。）

二 次に掲げる事由に関し、一定額の保険金を支払うこと又はこれらによつて生ずることのある当該人の損害をてん補することを約し、保険料を収受する保険

イ 人が疾病にかかったこと。

ロ 疾病にかかったことを原因とする人の状態（重度の障害に該当する状態を除く。）

ハ 第四条各号に掲げる事由

ニ イから八までに掲げるものに関し、治療（治療に類する行為として第五条で定めるものを含む。）を受けたこと。

5 生命保険募集人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イから八までに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第四号又は第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、前項各号に掲げる保険については、それぞれ当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第一号に規定する指針に記載しなければならぬ。

6 (略)

(銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合)

第二百二十二条の二 (略)

2・3 (略)

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等を保険契約者として第一項第八号に掲げる保険契約(これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。)の締結の代理又は媒介を行う場合において、前条第四項第二号に掲げる保険については、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が同号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 損害保険代理店である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第八号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、前条第四項第二号に掲げる保険については、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が同号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 (略)

6 (略)

(銀行等が損害保険代理店として保険募集を行うことのできる場合)

第二百二十二条の二 (略)

2・3 (略)

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等を保険契約者として第一項第八号に掲げる保険契約(これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。)の締結の代理又は媒介を行う場合において、前条第四項第二号に掲げる保険については、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 損害保険代理店である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イからハまでに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第八号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、前条第四項第二号に掲げる保険については、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 (略)

(銀行等が少額短期保険募集人として保険募集を行うことのできる場合)

第二百十二条の四 (略)

2・3 (略)

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約(これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。)の締結の代理又は媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第一号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 少額短期保険募集人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イから八までに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 (略)

(銀行等が保険仲立人として保険募集を行うことのできる場合)

(銀行等が少額短期保険募集人として保険募集を行うことのできる場合)

第二百十二条の四 (略)

2・3 (略)

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約(これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。)の締結の代理又は媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 少額短期保険募集人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イから八までに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第一項第六号に掲げる保険契約の締結の代理又は媒介を行う場合において、第二百十二条第四項各号に掲げる保険については、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円までを限り、保険募集を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 (略)

(銀行等が保険仲立人として保険募集を行うことのできる場合)

第二百二十二条の五 (略)

2・3 (略)

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等を保険契約者として第二百二十二条第一項第四号若しくは第六号、第二百二十二条の二第一項第八号又は前条第一項第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の媒介を行う場合において、第二百二十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険契約の締結の媒介を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 保険仲立人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イから八までに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第二百二十二条第一項第四号若しくは第六号、第二百二十二条の二第一項第八号又は前条第一項第六号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合において、第二百二十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該各号の区分に応じ、当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が当該各号に定める金額までを限り、保険契約の締結の媒介を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 (略)

第二百二十二条の五 (略)

2・3 (略)

4 この条において特例地域金融機関とは、その営業地域が特定の都道府県に限られているものとして金融庁長官が定める金融機関であつて、当該金融機関又はその役員若しくは使用人が、当該金融機関の融資先従業員等を保険契約者として第二百二十二条第一項第四号若しくは第六号、第二百二十二条の二第一項第八号又は前条第一項第六号に掲げる保険契約（これに相当する内容の保険特約を含む。次項において同じ。）の締結の媒介を行う場合において、第二百二十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円までを限り、保険契約の締結の媒介を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しているものをいう。

5 保険仲立人である協同組織金融機関は、当該協同組織金融機関又はその役員若しくは使用人が、第三項第一号イから八までに掲げる者に該当する当該協同組織金融機関の会員又は組合員を保険契約者として第二百二十二条第一項第四号若しくは第六号、第二百二十二条の二第一項第八号又は前条第一項第六号に掲げる保険契約の締結の媒介を行う場合において、第二百二十二条第四項各号に掲げる保険については、それぞれ当該保険契約者一人当たりの保険金その他の給付金の額の合計が千万円までを限り、保険契約の締結の媒介を行う旨の定めを第二項第二号に規定する指針に記載しなければならない。

6 (略)

金融庁告示第百二十八号

保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百十二条第四項第二号の規定に基づき、金融庁長官が定める保険及び金額を次のように定め、平成十九年十二月二十二日から適用する。

平成十九年十二月二十一日

金融庁長官 佐藤 隆文

保険業法施行規則第二百十二条第四項第二号に規定する金融庁長官が定める保険は、次の表の中欄に掲げるとおりとし、同号に規定する金融庁長官が定める金額は、同表の中欄に掲げる保険の区分に応じ、同表の下欄に掲げる金額とする。

項	保 険	金 額
一	医師により人が疾病にかかったと診断されたこと（以下この項及び四の項において「疾病診断」という。）又は人が保険約款所定の介護を要する状態になったこと（以下この項及び四の項において「要介護	当該保険事故のうちの一の保険事故の発生につき百万円（診断等給付金であつてその支払により死亡給付金の全額が減額されることとされているものがあるときは、百万円に当該

<p>「という。」を保険事故とする保険（次の項から四の項までに掲げるものその他疾病診断又は要介護とともに疾病診断又は要介護以外の事実を保険事故とするもの及び当該保険に係る保険金その他の給付金（以下この項において「診断等給付金」という。）の支払により、当該人の死亡を保険事故とする保険に係る保険金その他の給付金（以下この項において「死亡給付金」という。）の額の全額が減額されることとされているもの（死亡給付金の額が診断等給付金の額を下回らないものに限る。）を除く。）</p>	<p>死亡給付金の額を加算した額</p>
<p>二人が入院したことを保険事故とする保険</p>	<p>次のイ又はロに掲げる保険の区分に応じ、保険事故に係る入院一日につき当該イ又はロに定める金額（一日を超える一定期間の入院を</p>

<p>三 人が手術その他の治療（健康保険法（大正十一年法</p>	
<p>次のイ又はロに掲げる保険の区分に応じ、一</p>	<p>保険事故として支払われる保険金その他の給付金にあつては、一日当たりの額に換算するものとする。）。ただし、保険契約者を同一とする保険が当該イ及びロに掲げる保険のいずれにも該当するときは、当該イに掲げる保険について支払うことを約した金額と当該ロに掲げる保険について支払うことを約した金額との合計額は、一万円を超えることができない。</p> <p>イ 保険事故に係る入院が特定の疾病の治療のための入院に限られる保険 一万円</p> <p>ロ イ以外の保険 五千円</p>

<p>四</p> <p>疾病診断又は要介護を保険事故とし、かつ、当該保険事故が発生した後の保険約款所定の時期における</p>	<p>律第七十号)第六十三条第二項第三号に規定する評価療養に該当するものを除く。)を受けたことを保険事故とする保険</p>
<p>当該保険に係る保険金その他の給付金の支払の期間一月につき合計五万円(一月を超える</p>	<p>の保険事故の発生につき当該イ又はロに定める金額。ただし、保険契約者を同一とする保険が当該イ及びロに掲げる保険のいずれにも該当するときは、当該イに掲げる保険について支払うことを約した金額と当該ロに掲げる保険について支払うことを約した金額との合計額は、四十万円を超えることができない。</p> <p>イ 保険事故に係る手術その他の治療の目的が特定の疾病の治療に限られる保険 四十万円</p> <p>ロ イ以外の保険 二十万円</p>

<p>被保険者の生存を保険事故とする保険</p>	<p>期間ごとに支払われる保険金その他の給付金にあつては、一月当たりの額に換算するものとする。）</p>
--------------------------	--

備考

この表において「特定の疾病」とは、悪性新生物、心臓疾患及び脳血管疾患のうち少なくとも一の疾病を含む十を超えない範囲内の数の疾病であつて、保険会社（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいう。）、外国保険会社等（同条第七項に規定する外国保険会社等をいう。）、又は少額短期保険業者（同条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）が保険約款に定めているものとする。